

災害関連利子補給制度(年1回)

産業部商工課
0225-95-1111(内線3523)

事業の内容

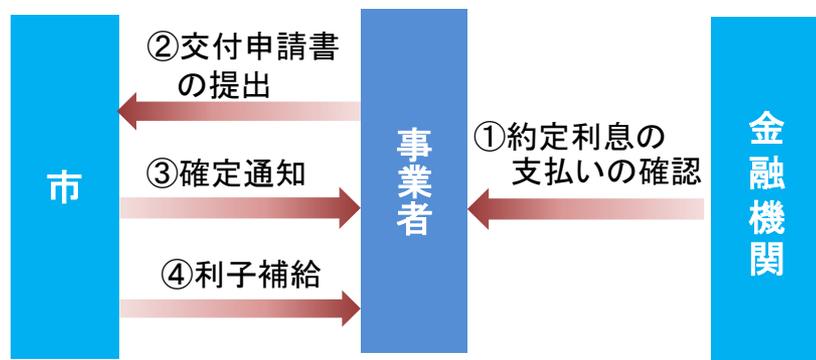
事業目的・概要

石巻市中小企業融資制度(災害関連枠)による資金を借り入れた場合に、予算の範囲内において災害関連利子補給金を交付します。

条件(対象者、対象行為、補助率等)

給付金の交付等

各年の1月1日から12月31日までに支払った利息について、次の年の年度末に補給金として交付します。



事業イメージ

対象者

石巻市中小企業融資制度(災害関連枠)による資金を借り入れた方で、かつ、東日本大震災により直接被害を受けた中小企業者で、市が発行する被災証明書の交付を受けている方

補給金額

借入残高に対して、年利1.5%以内に相当する額(延滞金を除く。)

補給期間

資金を貸付実行した日から3年間に限る

申込期間

各年度の1月4日から2月末まで